

脱炭素先行地域をよくある御質問とその回答

令和5年8月28日時点

【1. 脱炭素先行地域について】

問1（民生部門の定義について）

脱炭素先行地域は、「民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現」することとされているが、家庭部門及び業務その他部門には、何が該当するのか。

- 民生部門の対象については、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）」（令和5年3月）に則しており、「家庭部門」は、家庭におけるエネルギー消費に伴う排出であり、「総合エネルギー統計」の家庭部門に対応します。また、「業務その他部門」は、事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出であり、「総合エネルギー統計」の業務他（第三次産業）部門に対応します。
- 「総合エネルギー統計」の業務他（第三次産業）部門には、例えば、以下のものが含まれます。
（例）
情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉
- なお、自動車等（家庭や事業所の敷地外で利用される輸送機関）による人、物の輸送、運搬に消費するエネルギーは、民生部門ではなく、運輸部門として扱います。

問2（実施期間について）

取組を実施する期間の目安はあるのか。2030年度まで実施するのか。

- 2030年度までに民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現するよう計画を作成いただき、その計画に沿った事業実施をお願いします。
- ただし、「地域脱炭素の推進のための交付金」の交付期間は概ね5年程度（申請年度＋5年を上限）のため、御注意ください。

【2. 提案者について】

問3（共同提案者のメリットについて）

民間事業者等との共同提案が必須とされているが、事業を実施する際の民間事業者側のメリットはあるのか。

- 民間事業者にとっては、脱炭素先行地域の共同提案者として、計画等の各種資料に明示されることで、脱炭素に対する姿勢を内外に示すことができます。また、希望いただいた場合には、「地域脱炭素官民連携プラットフォーム地域脱炭素連携企業」として、環境省においてもHPで紹介しております。

- そのほか、民間事業者の持つノウハウを脱炭素先行地域の取組に生かすことで、他地域への横展開も期待できるほか、脱炭素先行地域の取組に関する情報や動向を把握しやすくなり、他の事業者との連携がさらに図られることも期待できます。

問4（共同提案者となる民間事業者等の要件について）

必須の共同提案者となる民間事業者等の業種や規模、地元企業である等の条件はあるのか。また、地方公共団体は当該要件の民間事業者等に含まれないとのことだが、例えば地方公共団体が過半数出資する地域新電力などのように、地方公共団体が出資していたり、地方公共団体の長が組織の長を担う団体を共同提案者とする事で当該要件を満たせるのか。

- 共同提案者となる民間事業者等は、計画の全体又は一部について責任を持って関与し、主たる提案者である地方公共団体と連携して取組を実施又は支援する意思を有する者とし、その業種・属性は問いません。実施する計画の内容に応じて、適した共同提案者を御検討ください。
- また、地方公共団体が出資している事業者、地方公共団体の長等が組織の長を担う団体等も可能です。

問5（共同提案者の事業撤退等の措置について）

必須の共同提案者となった民間事業者等が途中で事業から撤退、又は、倒産した場合、脱炭素先行地域の選定が取り消されるのか。また、既に交付された地域脱炭素の推進のための交付金は返還する必要があるのか。

- 共同提案者が何らかの理由で計画から撤退する場合については、それのみによって、選定取消しとなることは想定していませんが、撤退に至る経緯、代替の事業者の確保の可否、取組を継続的に実施できるか等については、評価委員会による確認が必要と考えています。
- 後に、脱炭素先行地域の取組が進捗しない場合や、必要な改善措置を講じてもなお取組の進捗が一定の水準に満たない場合には、評価委員会の判断を踏まえ、脱炭素先行地域の取消しを行うことがあり、その場合、交付金を返還いただくこともあります。

【3. 脱炭素先行地域の選定プロセスについて】

問6（配点について）

評価項目を全て満たすことは難しいと考えているが、過去の選定実績を踏まえると選定ラインとなる得点の目安はどのくらいか。

- 脱炭素先行地域は、地方公共団体の規模や地域特性を踏まえて多様な地域を選定することとしており、一概に、どのくらいの点数で選定されるかをお示しすることは困難です。
- そのため、公表している「脱炭素先行地域の選定・評価に係る配点」を参照いただきながら、計画づくりを進めていただきたいと考えております。
- なお、第4回選定では、「先進性」についての評価項目を明確化したことに加え、第3回から設けている「重点選定モデル」に、「生物多様性の保全、資源循環との統合的な取組」モデルを追加し、地域脱炭素との相乗効果が期待できる計画を評価することとしていま

すので、御参照ください。

問7（応募回数と選定について）

複数回応募しないと脱炭素先行地域に選定されないのか。

- 脱炭素先行地域として選定されるために、複数回応募しないと選定されないということはありません。過去の選定において、新規提案であっても関係者との調整を重ねてきた意欲的な計画提案は高く評価され、脱炭素先行地域に選定されています。
- 意欲的かつ実現可能性の高い計画提案となるよう管轄の地方環境事務所に御相談いただき、計画の熟度を高めた上で計画提案書を御提出いただくようお願いします。

【4. 各選定要件の確認事項及び評価事項について】

（要件①-1関係）

問8（電力需要量の規模について）

要件①-1評価事項の「電力需要量の規模が大きいこと」の目安はあるのか。地方公共団体の規模に応じて判断されるのか。

- 脱炭素先行地域は、地方公共団体の規模や地域特性を踏まえて多様な地域を選定することとしており、電力需要量の規模について一律の基準を設定することは想定していません。
- 各地方公共団体の地域特性や実情に応じて、可能な限り範囲の広がりや規模を確保していただきたいと考えています。

問9（主として取組を実施する範囲とは別に付加された施設群について）

要件①-1評価事項「民生部門の電力需要量の規模が大きいこと」について、「脱炭素先行地域の主として取組を実施する範囲とは別に付加された施設群について、公共施設は、これらの電力需要量を50%割り引き、民間施設は、一定のモデル性が認められない限り、これらの電力需要量を25%割り引いて評価する。」とあるが、なぜそのような評価をするのか。また、民間施設における「一定のモデル性」とはどのようなものか。

- 具体的に範囲を特定し、当該範囲内の民生部門電力需要家の全てを対象とすることが基本的な考え方であるため、この考え方に則らず付加された施設の需要量を割り引くこととしました。なお、民間施設については、公共施設と比較して合意形成等がより困難であることを考慮し、公共施設より小さな割引率としています。
- 「一定のモデル性」については、モデル性があり、他地域への展開可能性を有する方法で、脱炭素先行地域の対象施設で一元的にエネルギーマネジメントを行うことや、地域課題との結びつきが強い地域特性を有している等、それらを含めないと、脱炭素先行地域の取組で実現しようとする将来ビジョンが達成できないものを想定しています。
- 設定する場合は、その必要性や妥当性について、明確に御説明いただく必要があります。

問 10（地方公共団体が所有する廃棄物処理施設の自家消費量の割引について）

①-1 評価事項「民生部門の電力需要量の規模が大きいこと」について、「脱炭素先行地域の主として取組を実施する範囲内外にかかわらず、地方公共団体が所有する廃棄物処理施設の自家消費量は、電力需要量を 50% 割り引いて評価する。」のはなぜか。

- 地方公共団体の所有する廃棄物処理施設については、自家消費による一定規模の需要量が見込まれるとともにそれ以上の発電量も確保でき、CO2 排出量実質ゼロも期待できることから、新規再エネ設備の導入における調整等を行わなくとも大規模な需要量の上積みができます。
- これを他の施設の需要量と同等に評価すると、廃棄物処理施設の有無で、評価に差が出てしまうことから、地方公共団体が所有する廃棄物処理施設の自家消費量については、一定割合（50%）を割り引くこととします。
- なお、民間事業者の廃棄物処理施設とその発電設備に関しては、計画への参加の合意形成等が、より困難であることを考慮し、割り引かず、100%の需要量で評価することとします。

問 11（再エネの自家消費等について）

要件①-1 評価事項において、「再エネ等の電力供給量について、自家消費等の割合を可能な限り高くすること」とあるが、「自家消費等」には何が該当するのか。

- 再エネ電力の供給方法については、「脱炭素先行地域づくりガイドブック（第 4 版）」の 28 ページにも記載しているとおり、①自家消費、②相対契約、③小売電気事業者等の再エネメニューの活用等、④再エネ等電力証書の活用の 4 つに大別し、これらの方法ごとの供給量に加え、当該供給量が脱炭素先行地域のある地方公共団体由来か否かについても記載いただきます。
- なお、自家消費には、リース契約や PPA により設置したものも含み、オンサイト・オフサイトの別を問いません。また、自己託送及び特定供給も該当します。

問 12（再エネの地産地消について）

要件①-1 評価事項について、「脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量に占める当該脱炭素先行地域のある地方公共団体内で発電する再エネ電力量の割合を、可能な限り高くすること」とあるが、その目安はあるのか。

また、複数の地方公共団体（市区町村）で提案する場合や都道府県が提案する場合、どの範囲を地産地消とみなせるのか。

- 一概に目安をお示しすることは困難ですが、取組の成果が地域に裨益し、エネルギー代金の循環や雇用創出等により地域経済循環に資することから、地産地消率を最大限向上させるよう、御検討ください。
- また、複数の地方公共団体（市区町村）で提案する場合や都道府県が提案する場合については、以下の範囲をそれぞれ地産地消とみなします。
 - ①市区町村が、その他の市区町村と共同で提案を行う場合、共同提案者である市区町村内の再エネ電源も地産地消の範囲となります。
 - ②市区町村が、その他の市区町村及びそれらの管轄の都道府県と共同で提案を行う場合、

共同提案者である市区町村内の再エネ電源の地産地消の範囲は①と同様です。都道府県が設置する再エネ電源についても、地産地消の範囲は主たる提案者である市区町村及び共同提案者である市区町村内に設置された再エネ電源が地産地消の対象になります。

- ③都道府県が主たる提案者となり、管内の市区町村と共同で提案を行う場合、共同提案者である市区町村以外の当該都道府県内の再エネ電源についても地産地消の対象となります。

※地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、脱炭素先行地域に導入した再エネ発電設備で発電した電気を、系統を用いて脱炭素先行地域内に供給する場合には、供給先を当該再エネ発電設備と同一市区町村内の脱炭素先行地域内の需要家（脱炭素先行地域の提案者が都道府県の場合は同一都道府県内の当該脱炭素先行地域内の需要家）に限定する必要があることに留意してください。

問 13 (FIT 及び FIP について)

要件①-1 評価事項に関し、再エネ等の電力供給量について、地方公共団体内に FIT 売電の再エネ発電施設がある場合、脱炭素先行地域内での電源活用の有無によって、評価に影響はあるか。

また、FIP により調達した再エネ電力は再エネ等の電力供給量に含めてよいのか。

- FIT 売電の再エネ発電設備で発電した再エネ電力を、脱炭素先行地域内の対象施設に供給することは可能ですが、脱炭素先行地域内の再エネ等の電力供給量には算入できません。この場合、民生部門電力の実質ゼロは、当該施設を除いた上で評価されます。
- ただし、環境価値が付加された状態で調達された FIT 電力については、再エネ等の電力供給量に算入できます。
- 令和 4 年度から実施されている FIP (Feed-in-Premium) 制度についても、環境価値が付加された状態で調達されたものについて、再エネ等の電力供給量に含めることができます。

問 14 (廃棄物発電の位置付けについて)

廃棄物発電による再エネ電力は再エネ等の電力供給量に含めてよいのか。

- 廃棄物発電により得られた電力のうち、バイオマス発電に相当する分については、既存の廃棄物発電も含めて再エネの電力供給量に算入することができます（前項のとおり、FIT の場合は、小売電気事業者等から環境価値が付加された状態の電力のみを算入できます。FIP 制度についても、環境価値が付加された状態で調達されたものについて、再エネ等の電力供給量に含めることができます。）。
- バイオマス発電に相当する発電量については、廃棄物発電量に、バイオマス比率（焼却対象ごみの組成調査結果等により把握されたプラスチックの割合を除いたもの）を乗じることで把握することができます。
- プラスチックの割合に応じた発電量分については、「再エネ発電量」として評価しませんが、「再エネ等」に含まれるものとし、証書によるオフセットと同等の評価として扱います。

- ただし、プラスチックの焼却により非エネルギー起源 CO₂ の排出を伴うため、脱炭素先行地域にプラスチックの割合に該当する発電量を供給する場合には、選定要件①-2「民生部門の電力以外のエネルギー消費に伴う CO₂ や CO₂ 以外の温室効果ガスの排出」の取組において、当該供給量と同程度の排出削減を推奨します。

問 15（需要家との合意形成について）

要件①-1 評価事項に関し、電力需要家との合意形成について、脱炭素先行地域に応募するまでに、どの程度実施しておく必要があるのか。

また、合意形成の裏付けとして合意文書等の提出は必要か。

- まず、対象とする各需要家に対しては、脱炭素先行地域として実施する取組である旨と、特に地域脱炭素の推進のための交付金は、脱炭素先行地域に選定されることが交付の条件である旨を明確に説明していただいた上で、合意形成を図っていただくことが必要です。
- 必要な合意形成のプロセスを検討し、合意を得るまでの道筋が明確で、その進捗度が高いほど、再エネへの切替えの見通しが立ち、円滑に事業が実施されると期待できることから、高く評価されます。なお、脱炭素先行地域選定後に需要家へ説明する、実施するエリアを確定させる、ということでは、提案段階で関係者との合意形成の見通しが低いと判断せざるを得ません。一方で、そうした状況で申請をする場合は、計画提案書に今後の合意形成に向けたスケジュールや方法等についても記載いただくとともに、申請後も合意に向けた取組を進められることを推奨します。また、申請後の状況について、選定過程でお伺いする場合がありますので、御承知おきください。
- また、計画提案書には各合意主体との合意形成の実施状況等について詳細に記載いただくこととしており、状況を説明するために特に必要と判断される場合、合意文書等、合意形成の状況を示す参考資料を提出いただいても構いません。

問 16（脱炭素先行地域で活用する技術について）

要件①-1 及び①-2 評価事項「脱炭素先行地域で活用する技術」について、「地域の事業者が主体となって実施し、地域経済循環に貢献することの観点で、導入の在り方が優れていること」の具体例を教えてください。また、今後革新が期待される技術を盛り込むことは可能か。

- 例えば、再エネ・蓄電池、ZEB/ZEH・断熱改修、自営線マイクログリッドなどを対象に、これらの技術を組み合わせ、地域の事業者が主体となって、設備の施工や維持管理、再エネ電力事業の運営等を行うことにより、地域の中で雇用を創出し、エネルギーと経済を循環させることが考えられます。
- なお、導入に当たっては、上記を踏まえ、脱炭素先行地域のエリアで当該技術を導入又は実施することの意義を明確にしてください。
- また、技術的に確立されているが、社会実装された例が少なく先進性がある技術の導入や、実証技術の実装化を図る取組を盛り込んでいただくことも可能です。
- その際、脱炭素先行地域で主に活用される地域脱炭素の推進のための交付金は、導入時点で商用化され、導入実績がある技術・設備でなければ交付対象とはならないことから、

実証段階の技術を導入しようとする場合には、代替財源の確保が必要です。また、当該技術の活用が結果的に困難になった際のための代替手段（技術）の検討も必要となることに御留意ください。

- 具体例については、「脱炭素先行地域づくりガイドブック（第4版）」を御参照ください。

（要件①－2関係）

問 17（民生部門電力以外の温室効果ガス排出量削減の取組及び規模について）

要件①－2に関し、「温室効果ガス削減の効果及び規模が大きいこと」とあるが、その目安はあるのか。また、確認事項において「取組が少なくとも1つ以上」とあるが、複数取組む必要はないのか。

- 脱炭素先行地域は、地方公共団体の規模や地域特性を踏まえて多様な地域を選定することとしており、一律の目安を設定することは想定しておりません。
- しかしながら、脱炭素先行地域として、温室効果ガス排出量を総合的に最大限削減することが期待されることから、単独の取組に限らず、複数の取組の実施に向け、各地方公共団体の地域特性や地域課題に応じて積極的に御検討ください。

問 18（EVについて）

要件①－2に関し、ガソリン車のEVへの切り替えは、全て温室効果ガス排出削減の対象となるのか。また、車両の導入だけでなく、EV充電スタンドの設置のみは対象となるのか。

- EVへの切り替えによる温室効果ガス排出削減の効果は、該当車両の導入前後のエネルギー（燃料）の使用に伴う温室効果ガス排出量を比較して算出した上で、トータルで導入後の排出量が削減されていることが重要です。そのため、EVに供給される電力を再生エネルギーとすること等が必要です。
- なお、EV充電スタンドの設置は単なる電力供給の手段であることから、温室効果ガス削減効果は認めておりません。

問 19（森林吸収源対策等について）

森林吸収源対策は、要件①－2の取組に含まれるのか。

また、バイオ炭、ブルーカーボンの活用も、同様に評価の対象となるのか。

- 森林を含む吸収源対策は、特定の民生部門電力由来CO₂の排出源に係る対策とはならないため、要件①－1を満たす取組には含まれませんが、民生部門以外の温室効果ガス排出量削減の取組として、要件①－2の対象になり得ます。
- なお、脱炭素先行地域の取組と関係なく、従前から実施されているものについては、評価の対象外となる可能性がありますので御注意ください。

（要件②関係）

問 20（再生エネルギー賦存量調査の対象範囲について）

要件②確認事項の再生エネルギー賦存量調査は、地方公共団体全域又は脱炭素先行地域内のみのどちらを対象とするのか。

- 地方公共団体全域における再エネポテンシャルを踏まえ、追加的な再エネ導入量を把握した上で、脱炭素先行地域の取組を実施する範囲を設定することが望ましいことから、当該地方公共団体の全域を対象として調査いただくようお願いします。

問 21（再エネ賦存量を確認する対象について）

要件②確認事項において、再エネ賦存量の確認について、「地域特性に応じ」とあるが、都市部であれば太陽光のみとする等、地域の特性に応じた再エネ種のみを対象とすれば良いか。網羅的な記載が必要か。

- 地域の特性により、明らかに想定されない再エネ種については、ポテンシャル把握の対象とする必要はありません。

問 22（合意形成の進捗度について）

要件②の評価事項「地権者、施設管理者、周辺住民等との合意形成の見通しも踏まえた再エネ導入可能量になっていること」について、計画提案書様式 1 の「2.3(2)新規の再エネ発電設備の導入予定」における「設備導入の実現可能性」の進捗度について、どのように考えればよいか。

同様に「2.4 民生部門の電力消費に伴う CO2 排出の実質ゼロの取組」及び「2.5 民生部門電力以外の温室効果ガス排出削減等の取組」における「現在の合意形成の進捗度」もどのように考えればよいか。

- 再エネ発電設備の導入の実現可能性であれば、FS 調査や系統接続検討、合意形成の 3 つの要素を踏まえ、進捗度を検討いただくこととなります。また、需要家との合意形成については、合意に向けて必要なプロセスを提示いただいた上で、当該プロセスの進捗状況を示していただくこととなります。
- 各進捗度は、進捗が 75%以上あれば A、75%～50%であれば B、50%～25%であれば C、25%未満であれば D としてください。
- 再エネ発電設備の導入の実現可能性については、例えば、FS 調査が実地調査済みかつ系統接続協議が接続検討申込み中で、「合意形成に向けた主な説明状況」のうち 1 つ以上の項目が合意済みであれば、A の評価としても問題ないと考えられます。その一方、資料調査又は実地調査に着手できていない状況や、対象者への脱炭素先行地域のコンセプトについての説明も行っていない状況では、D の評価になると考えられます。
- また、需要家との合意形成については、例えば住宅であれば、住民全体に向けた詳細説明（メリットやコスト等についても説明）が実施済みで、住民との「個別協議」を開始しているものは A の評価とできると考えられます。その一方、自治会長等の地区代表者と合意形成ができていない状況では、D の評価となると考えられます。

問 23（促進区域の設定について）

要件②評価事項について、「促進区域を設定し、当該促進区域内で新たに再エネ設備を導入する計画であること」も考慮して評価するとした上で、「脱炭素先行地域において促進区域の設定は任意である」とのことだが、提案地方公共団体としても設定は任意か。

- 提案地方公共団体内の脱炭素先行地域外のエリアも含め、促進区域の設定は任意となり

ます。

(要件③関係)

問 24 (KPI について)

要件③確認事項に関し、KPI はどのように設定すればよいのか。

- KPI は、その取組による効果の度合いを適切に評価するための重要な指標となります。そのため、要件③に係る確認事項においては、脱炭素先行地域の取組を通じて解決していくことを目指す課題とそれに向けた取組、また、そのための KPI が適切に設定されるとともに、KPI の改善に係る根拠や方法が適切に説明されていることが必要です。
- 取組を通じて得られる地域経済効果や防災効果、暮らしの質の向上などに係る効果を適切に評価できる指標で、過度に高い目標ではなく、実現可能な範囲の意欲的な目標を設定いただくようお願いします。

問 25 (将来ビジョンについて)

要件③評価事項に関し、脱炭素先行地域は民生部門の電力消費に伴う CO2 ゼロを 2030 年度までに実現するものであるが、地域の将来ビジョンの実現を目指すに当たっての脱炭素先行地域の取組の位置付けを明確にすること、また、現実的な将来見通しを前提とすることとは、どのような考え方が。

- 脱炭素先行地域は、いうまでもなく、2030 年以降の地域の姿を前提に脱炭素化を実現するものです。そのため、地域の将来ビジョンの実現にあたり、脱炭素先行地域として設定したエリアがどのように貢献するのか等を示してください。例えば、立地適正化計画に基づくコンパクトシティ化とあわせて、対象施設の集約化とエネルギーマネジメントを前提して脱炭素先行地域のエリア設定をするものが想定されます。
- また、脱炭素先行地域の取組は、単に電力契約を再エネメニューに切り替えるというだけでなく、再エネ発電設備や自営線等の設備導入を伴うものであり、それらの設備は、今後長期間にわたって利用されることが想定されます。
- そのため、人口減少や産業構造の変化、施設の統廃合といった「厳しくも現実的な将来見通し」を踏まえた上で、脱炭素先行地域として脱炭素化に取り組む意義があるか、導入する再エネ発電設備等の場所・規模が適切か、それらのインフラが 2030 年以降も継続的に活用され、地域の発展に資するものであるかどうかを見極めることが重要です。

問 26 (地域経済循環に資する取組について)

要件③評価事項における「地域経済循環に資する取組」とは、何か。

- 地域脱炭素の取組は、産業、暮らし、交通、公共等のあらゆる分野で、地域の強みを生かして地方創生に寄与するように進められることが重要です。
- 例えば、地域で利用するエネルギーの大半は、輸入される化石資源に依存している中、再エネ導入を地域裨益型で行う必要があり、地域の企業や地方公共団体が中心になって、地域の雇用や資本を活用しつつ、地域資源である豊富な再エネポテンシャルを有効利用することが、地域の経済収支の改善につながると期待されます。
- 以下の 5 つの観点で、取組の効果が大きくなるよう、検討いただくことが重要です。

【地域裨益の観点】

- ① 地域内未利用資源、熱等の副産物の活用
- ② 地域資本の活用、地域の雇用創出・拡大、担い手育成
- ③ 地域事業者による工事施工、施設設備の維持管理等に係る体制構築
- ④ エネルギー代金の循環
- ⑤ 収益の社会的投資の最大化

問 27（先進性について）

要件③評価事項における「既選定の脱炭素先行地域と異なる当該地域ならではの先進性が認められること」とあるが、「先進性」とは何か。

- 地域脱炭素の取組は、産業、暮らし、交通、公共等のあらゆる分野で、地域の強みを生かして、地域課題を解決し、地方創生に寄与するように進められることが重要です。
- そうした取組を推進するため、地域資源等の最大限の活用、地域課題解決への十分な貢献、技術の活用用法や事業の実施スキームの工夫等により、既選定の脱炭素先行地域と異なる当該地域ならではの取組を評価します。計画提案書の申請に当たっては、既選定の脱炭素先行地域で参考にした取組や、既選定の脱炭素先行地域の取組と異なる地域ならではの点を示してください。

問 28（サステナブルツーリズムについて）

観光地を脱炭素化し、「サステナブルツーリズム」を脱炭素先行地域として提案する場合、期待されていることは何か。

- サステナブルツーリズムについては、脱炭素先行地域選定結果（第3回）の総評（令和4年4月28日公表）において、「世界持続可能観光協議会が策定した国際基準（GSTC=Global Sustainable Tourism Criteria）に準拠するのみならず、それを上回る取組を検討することを期待」とされています。
- GSTC 認証の項目のうち「温室効果ガスの排出と気候変動の緩和」や「省エネルギー」の大項目では、実質排出ゼロまで求められてはならず、脱炭素先行地域において、観光地を脱炭素化する場合、民生電力部門においては、GSTC の基準を上回るものであると考えられます。
- 一方、観光要素そのものの価値を高めながら脱炭素化を図る「サステナブルツーリズム」を目指す場合は、将来的に、GSTC 認証を取得して観光地としての魅力の向上と脱炭素の取組を両立するほか、ベスト・ツーリズム・ビレッジの認証を取得して地域が持つ様々な側面の価値の向上、保護を促進しながら脱炭素の取組を推進すること等が期待されます。
- 具体的には、観光のシンボルや周辺宿泊施設などの脱炭素化の取組を推進するとともに、観光地として将来的に以下の認証等を取得することを目指すことが期待されます。
 - ・「日本版持続可能な観光ガイドライン（Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations, JSTS-D）」のロゴマークの使用承諾を受けること
 - ・特に、海外からの観光客をターゲットとする場合には、脱炭素先行地域の計画提案に係る主体が、GSTC 認証、Green Destination による認証・表彰を受ける、または、UNWTO

ベスト・ツーリズム・ビレッジの認定を取得すること

(要件④関係)

問 29 (民生需要家を原則全て対象とすることについて)

要件④確認事項において「脱炭素先行地域内の民生部門需要家を原則全て対象としていること」とあるが、例えば特定の業務に供される施設のみを対象とすることも、条件を満たさないのか。

- 要件④確認事項のとおり、「脱炭素先行地域内の民生部門需要家を原則全て対象としていること」としています。そのため、指定した脱炭素先行地域のエリア内の一部の施設のみを対象とする場合、施設が点在している施設群とみなさざるを得ないことがあります。

問 30 (取組の当該地方公共団体の全域への拡大について)

要件④評価事項において「当該地方公共団体の全域に広げる道筋が示されていること」とあるが、地域特性が異なる等により、脱炭素先行地域の取組をそのまま横展開することが難しい地域への展開についてはどのように記載すればよいか。

- 同様の取組を提案地方公共団体内の他地域に展開できる場合もあれば、産業部門や運輸部門等、民生部門以外の CO2 排出量の割合が大きい地域では、脱炭素先行地域とは異なる取組を展開する必要がある場合もあります。
- 地域の将来ビジョンや実行計画の目標も踏まえ、提案地方公共団体全体の脱炭素化を図る方策について記載いただくようお願いします。

(要件⑤関係)

問 31 (関係者間における体制構築及び合意形成について)

要件⑤評価事項に関し、関係者間における体制が「具体的に」構築され、「適切に」合意形成が図られていることとはどういうことか。

- 2030 年度まで、または、それを待たずして「民生電力由来の CO2 実質ゼロ」をはじめとする脱炭素先行地域の取組を実現するには、それを確実に実施する体制の構築が不可欠で、提案の時点での確度を示していただく必要があります。
- 計画に掲げる各取組に携わる再エネ発電等事業者、送配電事業者、地元企業等事業者が特定され、各事業者の役割を明確にし、合意形成が図られている提案は、実現可能性が高いとして評価されることとなります。
- 合意形成の在り方は様々ですが、必要に応じ、連携協定を締結したり、脱炭素先行地域推進のコンソーシアムを設立してメンバーに加わってもらったり、共同提案者となっていただく等も有効です。
- 「脱炭素先行地域づくりガイドブック(第4版)」に連携体制図等の具体例も記載しておりますので、御確認ください。

問 32 (状況に応じた柔軟な体制の検討について)

要件⑤評価事項に関し、未調整の関係者がいる場合は、状況に応じた柔軟な体制の検討として、複数の事業主体の選択肢を用意することは必須か。

- 複数の事業主体の選択肢を示すことは必須ではありませんが、未調整の関係者との合意形成を行う上でのリスク等を勘案し、検討をお願いします。

問 33 (事業継続性の確保、コスト低減の検討について)

要件⑤評価事項に関し、事業継続性が確保されていること、その際、必要に応じて事業のコスト低減に資する取組が含まれていることも考慮して評価するとは、どのような意図があるのか。

- 事業収入、地域脱炭素の推進のための交付金、金融機関等からの出融資見通し、燃料調整費の削減等を踏まえ、設備の導入や管理・運用コスト、系統連系の負担金、託送料金等の関連費用が一定の根拠に基づき算出されている場合、事業採算性が適切に検討されていると考えられます。
- また、導入する設備が地方公共団体や対象需要家の規模、または、コストに見合うものになっているか、資機材や燃料の調達コストを低減する工夫があるか、過度に交付金に依存した事業性評価になっていないかといった点も、他地域への横展開の観点から重視されるポイントです。
- 例えば、複数の事業者が連携して施工の標準化を図り、設備の調達、維持管理等の費用を低減させようとする取組、一定の範囲を同時に施工することで工事費用の低減を図ろうとする取組のほか、蓄電池や EV 等を活用して自家消費率を最大限高めることで、交付金を前提とせず横展開を図ろうとする提案については、より高く評価されます。

(要件⑥関係)

問 34 (他地域への展開に向けたモデル性、波及効果等について)

要件⑥評価事項に関し、モデル性、波及効果・アナウンス効果とは何か。

- 脱炭素先行地域は、2050年カーボンニュートラルに向けた「実行の脱炭素ドミノ」のモデルであることから、取組が他地域に展開される効果や方法についても検討する必要があります。
 - モデル性
対象地域の特性上、展開可能性のある類似地域が多いこと、取組が模倣しやすいこと等
 - 波及効果・アナウンス効果
民間事業者等の取組実施者により取組のノウハウが広範囲へ普及できること、取組実施者による積極的な発信が行われること、話題性があるなど多くの人に注目されやすいこと等

(要件⑦関係)

問 35 (複層的な進捗管理評価の体制について)

要件⑦確認事項に関し、「外部有識者等を含む複層的な進捗管理評価の体制」とは何か。

- 計画を選定地方公共団体が中心となって自律的に推進していくには、第三者の視点を含

めて、状況を把握、評価を行い、計画をブラッシュアップしていくことが不可欠です。

- そのため、計画実現のための実行計画の策定、地方公共団体内部における管理体制、外部の有識者等を含む委員会、市民意見の採り入れなど、複層的に管理・評価できる体制を整えるようお願いします。
- また、地方公共団体が主体性を持って計画を進めていく必要があることから、地方公共団体内の推進体制（特に計画全体を総括して推進していく部署の人員数）も記載してください。

（要件⑧関係）

問 36（事務事業編における廃棄物処理事業等の目標について）

要件⑧確認事項「事務事業編では政府目標（50%削減）を上回る目標」を設定することとあるが、これは必須なのか。

- 事務事業編については、地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し率優先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきであることから、原則として政府実行計画の目標（2013 年度比 50%削減）を踏まえた野心的な目標を定めることが望ましく、特に、他の地方公共団体に先駆けて脱炭素に取り組もうとする脱炭素先行地域の提案地方公共団体は、率先して 50%を上回る目標を設定することの意義が大きいと考えています。
- 一方、廃棄物処理事業や上下水道事業など、温室効果ガスの排出量の多い施設等を保有する提案地方公共団体も想定され、これら施設等の規模や増減等の状況も踏まえて目標を設定することが必要であるため、事務事業編の目標としては「50%削減を上回ること」とした上で、「温室効果ガス総排出量に与える影響の大きい施設等の増減、事務・事業の動向を踏まえ、これら施設等に係る目標についても最大限の水準とすること」とし、該当性については個別に判断させていただく予定です。

問 37（区域施策編の目標について）

要件⑧確認事項における地方公共団体実行計画（区域施策編）の目標について、

- ① 地球温暖化対策計画の目標 46%削減にとどまらない野心的な水準は必須か（46%では不可になるのか）。
- ② 家庭部門、業務その他部門のそれぞれについて目標値を設定する必要があるのか。また、その目標値は、家庭部門は 66%削減、業務その他部門は 51%削減を必ず上回る目標値を設定しなければならないのか。

- ① 確認事項でお示ししているとおり、「46%削減にとどまらない野心的な水準」の目標設定をお願いします。なお、「野心的な水準」かどうかは、提案地方公共団体の地域特性に応じて判断しますので、目標設定値に関する背景・理由も併せて御説明ください。
- ② 少なくとも、脱炭素先行地域の対象エリアでは民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO2 排出量が実質ゼロとなることから、提案地方公共団体全域では、家庭部門は 66%削減、業務その他部門は 51%削減を超える目標を、それぞれ設定いただくようお願いします。

なお、その他の部門・分野については、地球温暖化対策計画の目標・目安を踏まえ、最大限の水準で設定してください。その際、「野心的な水準」かどうかは、提案地方公

共同体の地域特性に応じて判断しますので、目標設定値に関する背景・理由も併せて御説明ください。

問 38（区域施策編の目標設定の時期について）

要件⑧確認事項に関し、「野心的な水準であること」とあるが、地方公共団体実行計画（区域施策編）において、求められる水準の目標を既に設定していないと、確認事項を満たしていないことになるのか。または、今後設定予定でも良いのか。

- 確認事項で「上記により策定又は改定をしていない場合、その予定時期の目安を示すこと」としているため、確認事項で求める水準の目標を、今後の改定の際に設定いただくことでも差し支えはありませんが、その場合、改定予定時期（遅くとも 2025 年度中を目途とする）を示していただくことが必要です。

【5. 重点選定モデルについて】

問 39（重点選定モデルとしての選定について）

重点選定モデルとして提案することを希望した場合、選定された際は必ず重点選定モデルとして取り扱われるのか。

- 重点選定モデルは、「①施策間連携」、「②地域間連携」、「③地域版 GX」、「④生物多様性の保全、資源循環との統合的な取組」及び「⑤民生部門電力以外の温室効果ガス削減の取組」について、各要件に即して該当性を判断し、優れた提案をモデルとして評価します。各モデル 10 点の配点で、2 つまで提案が可能であることから、最大 20 点の加点の可能性あります。
- また、選定された計画のうち、重点選定モデルの内容が高く評価できるものを、重点選定モデルとして取り扱います。

問 40（生物多様性の保全と資源循環との統合的な取組について）

重点選定モデルのうち「④生物多様性の保全、資源循環との統合的な取組」の要件について、「i 生物多様性の保全、資源循環に関する事業のいずれか又は両方と、脱炭素先行地域の取組を組み合わせる統合的に実施すること」とあるが、例えば資源循環の分野内で複数の事業を組み合わせてもよいのか。

- 施策間の相乗効果が期待できるのであれば、資源循環の分野内の複数の事業を組み合わせる 1 つの取組とみなせる場合は、提案をすることができます。
- ただし、「⑤民生部門電力以外の取組」を除き、提案は 1 つのモデルごとに 1 つの取組のみに限定しますので、御注意ください。

問 41（民生部門電力以外の取組に関する評価について）

重点選定モデル「⑤民生部門電力以外の取組」には最大 10 点の加点があるが、選定要件①－②の配点 15 点と重複して加点されるのか。

- 重点選定モデルを希望される提案についても、まずは、全ての選定要件について評価が行われるため、選定要件①－②について、配点 15 点の範囲内で加点されます。
- その上で、重点募集モデル（⑤民生部門電力以外の取組）の要件に照らし、これに該当

する優れた提案と評価されたものについては、さらに 10 点の範囲で加点されることとなります。

問 42（民生部門電力以外の取組に関する評価について）

重点選定モデル「⑤民生部門電力以外の取組」は複数の取組を実施することが条件だが、全く接点を持たない2つの取組を実施する場合も認められるのか。

- 単に排出量を積み上げるために、複数の取組を実施するのではなく、申請される計画提案書の趣旨を踏まえた地域特性や気候風土などに合わせて工夫した取組を評価します。

【6. 進捗管理・計画最終年度の取組評価について】

問 43（計画未達成時、取消し時の措置について）

計画最終年度又は 2030 年度までに、計画の達成が不可となった場合、何らかのペナルティはあるのか。

また、取組の進捗が一定の水準に満たない場合には、脱炭素先行地域の取消しを行うことがあるとされているが、脱炭素先行地域の取消しがされた場合、地域脱炭素の推進のための交付金は返還する必要があるのか。

- 選定地方公共団体は、毎年度、取組の進捗状況を環境省に報告いただき、必要に応じ、評価委員会においてヒアリングを行うなどして評価分析し、選定地方公共団体に助言すること、また、地方環境事務所等が随時、取組状況をフォローアップすることなどにより、環境省が計画達成のための必要なサポートを行うこととしています。
- その上で、計画の最終年度末に、取組の結果を報告いただき、評価委員会にて最終評価を行うこととしております。計画が未達成と評価された場合、どの程度の水準まで達成されているかも踏まえ、最終年度以降の追加的な取組の実施を求めることなどが想定されます。
- また、取組の進捗が一定の水準に満たない場合には、評価委員会の判断を踏まえ、脱炭素先行地域の取消しを行うことがあります。その際、取消しがされた理由等によっては、交付金の返還の対象となることも考えられます。

【7. 募集期間・提案書の様式、提出方法等について】

問 44（共同提案時の地方環境事務所への提案書提出等について）

複数地方公共団体が共同提案する場合、計画提案書等の提出先や提案内容の相談などは、代表となる地方公共団体を管轄する地方環境事務所に行えばよいか。

- 代表となる地方公共団体を管轄する地方環境事務所へ御相談・提出いただくようお願いいたします。

問 45（計画提案書の公表について）

計画提案書の内容は、どの程度の情報が公表されるのか。

- 脱炭素先行地域として選定された地方公共団体については、計画提案書を公表させていただく予定です。
- 公表不可の情報がある場合は、その旨を計画提案書に明記してください。

- ただし、公表することが原則のため、選定後、改めて公表の可否を当該地方公共団体の情報公開条例等に照らした上で、当該箇所の非公表の妥当性を精査いただきます。

問 46（第 5 回選定について）

第 5 回以降の選定のスケジュールは決まっているのか。

- 年 2 回程度の募集を予定しており、第 5 回は令和 6 年 2 月頃を予定しています。具体的なスケジュールは、決まり次第お知らせいたします。
- なお、今後の選定状況次第で、2025 年度を待たずに募集を終了する可能性があります。

【 8. その他】

問 47（離島の再エネ供給について）

離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、脱炭素先行地域の要件を満たすためのオフサイト再エネ電源の相対契約による調達の手法はどうするべきか。

- 離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、送配電事業者が 1 時間毎の再エネ発電の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、脱炭素先行地域の要件を満たすためのオフサイト再エネ電源の相対契約による調達と同等に扱うこととします。